

不具合事例

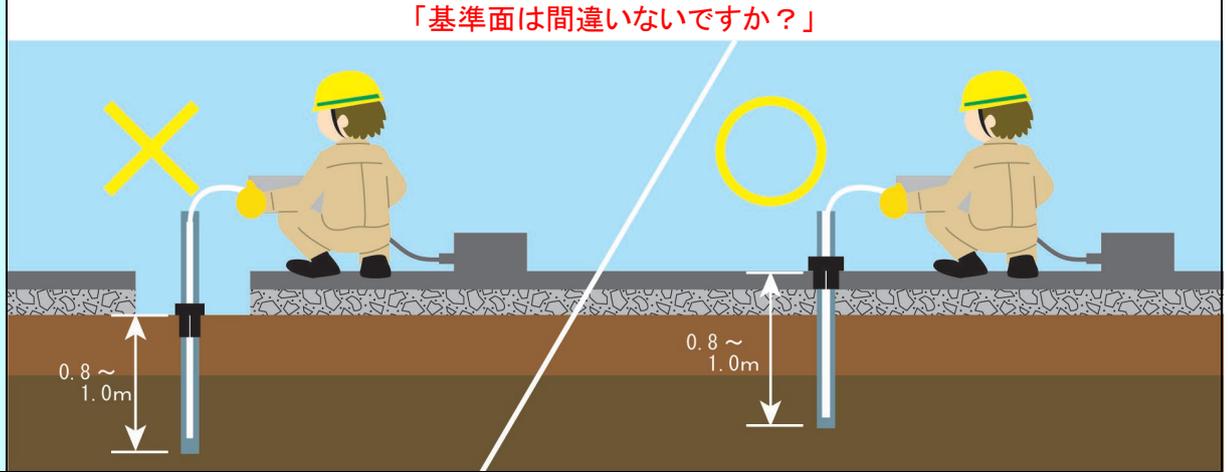
整理番号 C-01-011

タイトル	VOC ガス採取深度の勘違いで再度採取するはめになった！！		
工種	<input checked="" type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 対策	フェーズ	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 作業中
対象汚染物質	第一種特定有害物質		
土地履歴	<input type="checkbox"/> 宅地 <input checked="" type="checkbox"/> 工場跡地 <input type="checkbox"/> 特定有害物質使用工場 <input type="checkbox"/> その他		
説明図	<p style="color: red;">「基準面は間違いないですか？」</p>		
作業内容	土壌ガス採取		
使用機器	ハンマードリル、ボーリングバー、保護管、採取管、吸引ポンプ、捕集バッグ		
不具合事項			
<ul style="list-style-type: none"> 土壌ガス調査の際、地表面から 0.8m～1.0m の土壌ガスを採取すべきところを、表層土壌試料採取の基準面と勘違いし、舗装及び砕石の下から 0.8m～1.0m の土壌ガスを採取してしまった。 			
予防措置(計画者、監督者、作業員)			
<ul style="list-style-type: none"> 事前に土壌ガス調査方法と表層土壌調査方法の基準面の違いを確認する。¹⁾ (計画者、監督者、作業員) 土壌ガス調査：舗装等地表面を基準面とする。 土壌汚染状況調査（第二種、第三種）：砕石等の下端を基準面とする。 			
応急措置			
<ul style="list-style-type: none"> 再削孔し、改めて地表面から 0.8～1.0m で土壌ガスを採取する。(監督者、作業員) 			
その他、留意事項			
<ul style="list-style-type: none"> 土壌ガスの試料採取深度は土壌汚染の恐れが生じた場所の位置(深さ)にかかわらず、地表から 0.8 から 1.0m 下とする。¹⁾ 			
関連法規等、出典	・ 1) 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第 3.1 版 p. 246		
キーワード	土壌ガス調査		
発生頻度	<input type="checkbox"/> 多 <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 少	重大性	<input type="checkbox"/> 致命的 <input type="checkbox"/> 重大 <input checked="" type="checkbox"/> 軽微

タイトル

VOC ガス採取深度の勘違いで再度採取するはめになった！！

説明図



作業内容

土壌ガス採取

指示事項

- ・ 土壌ガス採取は舗装を含めた地表面を基準とし、地表面から 0.8～1.0m の土壌ガスを採取すること。

どんな不具合が起こりうるか？

だから私たちはこうします

本日の重点施策

ヨシ!!

サイン